

● 規程改正の概要

要 旨	山梨県職員旅費条例の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員旅費規程」の一部改正を行う。
内 容	地方独立行政法人山梨県立病院機構職員旅費規程の一部改正（規程第6号） 1 規程改正の背景等 ・ 旅行商品の多様化、宿泊料金の変動など経済社会情勢の変化に対応するため、国において旅費法が改正された（令和7年4月1日施行）。 ・ これに伴い、山梨県では令和7年3月議会にて旅費条例が改正される見込み。 ・ 当機構においてもより実態に即した旅費支給のため、国及び県の改正に併せ旅費規程の一部改正を行う。 2 規程改正の内容 ・ 宿泊費を定額支給から上限付きの実費支給とする。 ・ 研修等長期旅行における日額旅費を定額支給から実費支給とする。 ・ 赴任による引っ越し費用である転居費（旧移転料）について定額支給から新旧居住地間の実費支給とする。 ・ 宿泊に伴う夕朝食代等諸雑費に充てるため宿泊手当を新設する。 ・ 交通費及び宿泊費がセットになったいわゆるパック旅行に要する費用として包括宿泊費を新設する。
施行期日	令和7年4月1日から施行する。

改正旅費条例（案）における旅費の種目・内容

旅費種目の名称の変更及び支給方式の変更（定額→実費）や廃止等の見直しを行う

現行旅費種目		定額/実費	改正後旅費種目	定額/実費	旅費種目の内容	主な内容
普通旅費	鉄道賃	実費	鉄道賃	実費	鉄道の交通費	・ 鉄道の利用に必要な費用を支給対象とする ・ 特急料金の支給について、現行の距離制限を緩和
	船賃	実費	船賃	実費	船舶の交通費	・ 船舶の利用に必要な費用を支給対象とする
	航空賃	実費	航空賃	実費	航空機の交通費	・ 航空機の利用に必要な座席指定料金等及び費用を支給対象とする
	車賃	実費一部定額（車賃）	その他の交通費（運賃・車賃）	実費一部定額（車賃）	上記以外の交通費（バス・タクシーの運賃、私用自動車など）	・ バスなど交通機関の運賃については実費支給 ・ 私用自動車の車賃については定額支給を維持 ・ 有料道路利用料金について、現行の利用要件を緩和
	宿泊料	定額	宿泊費	実費	旅行中の宿泊に要する費用	・ 定額支給方式から実費支給方式（上限付き）に変更
特殊旅費	旅行雑費	定額	包括宿泊費【新設】	実費	パック旅行に要する費用	・ 交通費及び宿泊費がセットになった旅行商品の利用に必要な費用を支給対象とする
	移転料	定額	宿泊手当【新設】	定額	宿泊に伴う旅行に必要な諸雑費（食事代等）	・ 現行の宿泊料から朝食代分を分離し、夕朝食代など諸雑費に充てる旅費として、宿泊に伴う旅行に支給 ・ 宿泊費に夕朝食代が含まれている場合の減額あり
	扶養親族移転料	定額	転居費	実費	赴任に伴う転居に要する費用	・ 実費支給に変更、支給要件を改める（複数の引越業者から見積書を徴する）
		定額	家族移転費	実費	赴任に伴う家族の移転に要する費用	・ 支給対象の扶養要件を改め、同居する家族に支給
	日額旅費	定額	旅行雑費【廃止】 日額旅費【廃止】	—	—	・ 現地交通費や宿泊料が実費支給となるため、旅行雑費及び日額旅費は廃止

宿泊費基準額（令和 7 年 4 月 1 日以降）

単位：円

都道府県	宿泊基準額
埼玉、東京、京都	19,000
福岡	18,000
千葉	17,000
神奈川、新潟	16,000
香川	15,000
熊本	14,000
北海道、岐阜、大阪、広島	13,000
山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	12,000
青森、秋田、茨城、富山、長野、愛知、滋賀、奈良、和歌山、高知、佐賀、長崎、大分、沖縄	11,000
宮城、山形、栃木、群馬、福井、岡山、徳島、愛媛	10,000
岩手、石川、静岡、三重、島根	9,000
福島、鳥取、山口	8,000

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員旅費規程 新旧対照表（令和7年4月1日適用）

新	旧
(定義) 第2条 この規程で、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 略 二 出張 職員等が業務のため一時その在勤事業所<u>認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所</u>を離れて旅行することをいう。 三 略 四 帰住 職員等が退職し、又は死亡した場合において、その職員等 <u>又は遺族が生活の根拠地</u> となる地に旅行することをいう 五 遺族 職員等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、<u>子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員等の死亡当時職員等と生計を一にしていた他の親族をいう。</u> 六 家族 職員等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員等と生計を一にするものをいう。	(定義) 第2条 この規程で、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 略 二 出張 職員等が業務のため一時その在勤事業所 三 略 四 帰住 職員等が退職し、又は死亡した場合に、その職員等若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう 五 扶養親族 職員等の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員等の収入によって生計を維持しているものをいう 六 遺族 職員等の配偶者 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員等の死亡当時職員等と生計を一にしていた他の親族をいう。 2 この規程で「何何地」という場合には、市町村の存する地域(都府特別区の存する地域では、特別区の存する全地域)をいうものと

(旅費の支給) 第3条 職員等が出張し、又は赴任した場合には、<u>当該職員等</u>に対し、旅費を支給する。 2 職員等又はその遺族が次の各号の<u>いづれか</u>に該当する場合には、<u>当該</u>各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 一 職員等が出張又は赴任のため旅行中に退職(免職を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(<u>当該退職等に伴う旅行を必要としない場合</u>))には、<u>当該職員等</u>に、<u>当該職員等</u>が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、<u>当該職員等の遺族</u> 三 職員等が死亡した場合に<u>ついて、当該職員等の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき</u>には、<u>当該遺族</u> 3 職員等が前項第一号の規定に該当する<u>場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条の規程により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u> 4 次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる場合に該当するとき<u>は、当該場合における旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で第7項に規定する額を旅費として支給することができる。</u> 一 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者 <u>次条第3項の規定により旅行命令の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合</u> 二 <u>第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者</u> <u>傷</u>	<u>する。</u> (旅費の支給) 第3条 職員等が出張し、又は赴任した場合には、<u>その職員等</u>に対し、旅費を支給する。 2 職員等又はその遺族が次の各号の<u>一に</u> 該当する場合には、<u>それぞれ</u>各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 一 職員等が出張又は赴任のため旅行中に退職(免職を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(<u>その退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。</u>)には、<u>その職員等</u>に、<u>その職員等</u>が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、<u>その職員等の遺族</u> 三 職員等が死亡した場合に、<u>その職員等</u> の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 3 職員等が前項第一号の規定に該当する<u>場合に</u>、地方公務員法第28条第4項又は第29条の規程により退職等となった<u>場合</u> <u>には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u> 4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者(<u>その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、その扶養親族を含む。以下本条において同じ。</u>)が、<u>その出発前に旅行命令を変更(取消しを含む。以下同じ。)</u>され、又は死亡した場合において、その旅行のため既に支出した金額があるときは、その金額のうち、その者の損失となった金額で<u>次に規定する額を旅費として支給することができる。</u> 一 鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃等として支払った金額で、<u>所要の払いもどし手続をとったにもかかわらず、払いもどしを受</u>
--	---

病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合	けることができなかつた額。ただし、その額は、その支給を受けた者が、当該旅行について本規程により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃等の額をそれぞれ超えることができない。
三 第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員 その家族の旅行について第17条、第18条第1項及び第20条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合	二 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について本規程により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額
5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中次に掲げる事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次に規定する額を旅費として支給することができる。	5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他理事長が定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次に規定する額を旅費として支給することができる。
一 天災	一 現に所持していた旅費額(輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの(以下「切符類」という。)を含む。以下本条において同じ。)を喪失した場合
二 交通事故その他の当該旅費の支給を受けることができる者の責めに帰することができない事情	二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免かれた旅費額(切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)を差し引いた額
三 前項第3号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情	三 前項に規定する額は、次に掲げる金額とする。
6 前項に規定する額は、次に掲げる金額とする。	一 現に所有していた旅費額(交通手段を利用するための乗車券、乗船券及び航空券等で当該旅行について購入したものを含む)。次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため規程により支給することができる額
二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には前号に規	二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免かれた旅費額(切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)を差し引いた額

7 <u>定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額</u> <u>第4項に規定する額は、第23条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。</u> 一 <u>鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額で必要の払戻手続きをとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は必要の取消手続きをとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額の合計額</u> 二 <u>宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について第6条、第14条、第15条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額で必要の払戻手続きをとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は必要の取消手続きをとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額の合計額</u> 三 <u>前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認め</u> <u>た額</u>	
(旅行命令等) <u>第4条 出張及び赴任は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行われなければならない。</u>	(旅行命令等) <u>第4条 前条第1項の規定に該当する旅行は、理事長の委任を受けた者（以下「旅行命令者」という。）の発する旅行命令によって行われなければならない。</u>

2 略

- 3 旅行命令者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4～6 略

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいままがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

2 略

- 3 旅行命令者は、既に発した旅行命令を変更する必要があると認める場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4～6 略

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令(前条第3項の規定により変更された旅行命令を含む。以下本条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいままがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに、旅行命令者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令の変更を申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において旅行命令に従わないで旅行したときは、その旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費だけの支給を受けることができる。

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び旅行雑費とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

現によった経路及び方法によって計算する。	現によった経路及び方法によって計算する。
第7条 移動中における 経過のため、第9条に規定する旅費の種目のうち、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、年度の経過の後に、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。	第9条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。 第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中に年度の経過のため、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。 第11条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。 一 鉄道旅行 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条第1項に規定する鉄道運送事業者の運賃の算出の基礎となつた路程 二 水路旅行 海上運送法(昭和24年法律第187号)第8条第1項に規定する一般旅客定期航路事業者の運賃の算出の基礎となつた路程 三 航空旅行 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業者の運賃の算出の基礎となつた路程 四 陸路旅行 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を営業者及び軌道法(大正10年法律第76号)第4条に規定する軌道営業者の運賃の算出の基礎となつた路程又は実測その他信頼するに足る。

	る方法により計測された路程 2 前項の規定により路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により、路程を計算することができる。 (旅費請求の手続き) 第12条 旅費（概算払による旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払による旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、<u>それを当該旅費の支出をする者（以下「支出担当者」という。）に提出しなければならない。</u>この場合に、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その<u>請求旅費額</u>のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかになかった部分の金額の支給を受けることができない。 2 概算払による旅費の支給を受けた旅行者は、<u>その旅行を完了した後10日以内</u>に、<u>その旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</u> 3 支出担当者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、<u>10日以内</u>に<u>当該過払金返納</u>させなければならない。 4 略 第2章 旅費（鉄道賃） 第13条 鉄道賃の額は、その乗車に要する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）並びに次に規定する急行料金及び座席指定料金による。 一 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、運賃のほか、
(旅費請求の手続き) 第8条 旅費（概算払による旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払による旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、<u>これを当該旅費の支出をする者（以下「支出担当者」という。）に提出しなければならない。</u>この場合に<u>ついて必要添付書類の全部又は一部を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかになかった部分の</u>支給を受けることができない。 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、<u>当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</u> 3 支出担当者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、<u>所定の期間内に</u>返納させなければならない。 4 略 第2章 旅費の種目及び内容 第1節 通則 第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費とし、<u>これらの内容については、この章の定めるところによる。</u>	

<u>第2節 交通費</u> <u>(鉄道賃)</u> <u>第10条</u> 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十一年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第十三条において同じ。）を利用して移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 <u>一 運賃</u> <u>二 急行料金</u> <u>三 寝台料金</u> <u>四 座席指定料金</u> <u>五 特別車両料金</u>（特別の事情がある者として理事長が定める者に限る。） <u>六 前各号に掲げる費用に付随する費用</u> <u>2</u> 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（特別の事情がある者として理事長が定める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。 <u>(船賃)</u> <u>第11条</u> 船賃は、船舶（海上運送法）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第十三条において同じ。）を利用して移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる	<u>その乗車に要する急行料金</u> <u>二 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u> <u>三 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、運賃、第一号に規定する急行料金及び座席指定料金</u> <u>2</u> 前項第一号に規定する急行料金及び同項第三号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車（以下「急行列車等」という。）を運行する線路による旅行で当該急行列車等の乗車区間が片道50キロメートル以上のもに該当する場合に限り支給する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、この限りでない。 <u>3</u> 鉄道賃については、理事長が特に必要と認める場合を除き、当分の間、第1項第二号の規定は、適用しない。 <u>(船賃)</u> <u>第14条</u> 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金並びに特別船室料金並びに座席指定料金による。 <u>一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、</u> <u>中級の運賃</u> <u>二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、</u> <u>上級の運賃</u> <u>三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u> <u>四 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前</u> <u>三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u>
--	---

費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。	五 第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運賃する航路による旅行をする場合には、同項に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
二 運賃	六 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
三 寝台料金	
四 座席指定料金	
五 特別船室料金 (特別の事情がある者として理事長が定めるに限る。)	
二 前項第一号に掲げる費用に付随する費用 た船舶により移動するときは最下級 (特別の事情がある者として理事長が定める者が移動する場合には、最上級) の運賃の額とする。	2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、各号の運賃は、それぞれ同一階級内の最上級の運賃による。 3 船賃については、理事長が特に必要と認める場合を除き、当分の間、第1章第二号中「上級」とあるのは「下級」としてこの規定を適用し、第13条第1項第五号及び第14条第1項第5号の規定は、適用しない。
(航空賃)	(航空賃)
第12条 航空賃は、航空機 (航空法第三十二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。) を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする	第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。 (車賃) 第16条 車賃の額は、実費額による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額にすることができない場合の車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。
二 運賃	2 前項ただし書の車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
三 座席指定料金	
2 前項第一号に掲げる費用に付随する費用 た航空機により移動する場合には、最下級 (特別の事情がある者として理事長が定める者が移動する場合には、最上級) の運賃の額とする。	3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。 4 職員が公用自動車を利用して旅行する場合は、車賃を支給しない

<u>(その他の交通費)</u> <u>第13条</u> <u>その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> <u>一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u> <u>二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u> <u>三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十一条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用（次号に掲げる費用を除く。）</u> <u>四 職員が家用自動車（あらかじめ旅行命令権者の承認を受けたものに限る。）を利用する移動に要する費用</u> <u>五 前各号に掲げる費用に付随する費用</u> <u>2 前項第四号に掲げる費用の額は、路程1キロメートルにつき37円とし、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、第七条の規定により区分計算をする場合にはその区分された路程ごとに通算して計算する。</u>	<u>い。</u> <u>5 職員が私用自動車を利用して旅行する場合の車賃の額は、第1項に規定する路程に応じた1キロメートル当たりの定額とする。</u> <u>(宿泊料)</u> <u>第17条</u> <u>宿泊料の額は、1夜につき13,100円とする。</u> <u>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u> <u>(旅行雑費)</u> <u>第18条</u> <u>旅行雑費の定額(以下「旅行雑費定額」という。)は、1日につき1,200円とする。</u> <u>2 旅行雑費定額は、山梨県外（以下「県外」という）へ旅行した場合に限り、支給する。</u> <u>3 旅行雑費の実費額は、業務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路及び駐車場の利用料金の額とする。</u> <u>(移転料)</u> <u>第19条</u> <u>移転料の額は、次に規定する額による。</u> <u>一 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。）を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表1に定める移転料の定額（以下「移転料定額」という。）による額。ただし、2人以上の扶養親族を移転する場合には、移転料定額に、1人を超える者ごとにその100分の5に相当する額を加算した額</u> <u>二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号本文に規定す</u>
--	---

<u>第三節 宿泊費等</u> <u>(宿泊費)</u> <u>第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定の適用を受ける国家公務員に支給される国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第百六号）第九条本文に規定する額と同一の額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u> <u>(包括宿泊費)</u> <u>第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u> <u>(宿泊手当)</u> <u>第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てられたる費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。</u> <u>2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</u> 一 <u>朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項の額の3分の2の額</u> 二 <u>朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項の額の3分の1の額</u>	<u>る額の2分の1に相当する額</u> イ <u>赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）</u> 2 <u>前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料定額は、扶養親族等が赴任した際の移転料定額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料定額を基礎として計算する。</u> 3 <u>旅行命令令者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</u> 4 <u>第20条第1項第3号及び第2項の規定は、第1項の規定による移転料の額の計算について準用する。</u> <u>(扶養親族移転料)</u> <u>第20条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。</u> 一 <u>赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合に</u> <u>は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年令に従い、次に規定する額の合計額</u> <u>イ 12歳以上の者については、その移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料及び旅行雑費</u> <u>定額の3分の2に相当する額</u> ロ <u>12歳未満 6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額</u> ハ <u>6歳未満の者については、その移転の際における職員等相当の宿</u>
--	---

3 移動中に宿泊する場合における宿泊手当の額は、この規程の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれるときは、前二項の規定にかかわらず、当該額の3分の1の額とする。 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊するときは、前三項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。	泊料及び旅行雑費定額の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、 2人を超える者ごとにその移転の際における職員等相当の鉄道賃の2分の1に相当する金額を加算する。 二 前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条第1項第一号又は第三号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができるとする額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。
第四節 転居費等 (転居費) 第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第一項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定した額とする。 一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法 二 旅行者が宅配便又は家用自動車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡し家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものであるとして前号の規定により算定した額を超える場合にあっては、当該額）とする方法 2 前項の算定に当たつては、この規程の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県の負担による支給が適当でない費用として理事長が定めるものを除くものとする。	三 第11号の規定により宿泊料及び旅行雑費定額の額を計算する場合において、その旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2 職員等が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前号の規定を適用する。
3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給を受ける場合に	(日額旅費) 第21条 日額旅費は、職員等が職務の性質上常時出張を必要とする、宿泊を要する連続8日以上研修、講習、訓練その他これらに類する目的のため旅行するときに、定額をもって支給する。ただし、業務上の必要その他特別の事情により日額旅費を支給することが適当と認めがたいときは、普通旅費の額により支給することができるとする。 2 日額旅費は、別表2の定額による。ただし、旅行の最後の日の

は、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給を受ける金額を差し引くものとする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第19条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における在勤公署の変更に伴う旅行については、公設宿舍への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費及び家族移転費は支給しない。

日額旅費の額は、100円とする。

3 旅行中に、当該研修等が行われている場所以外の地へ演習、実習又は見学のために旅行する場合の日額旅費の額は、前項の規定にかかわらず、当該研修等が行われている場所を在勤公署とみなし、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 日帰りの旅行 前項に定める額に、本規程に定める鉄道賃、船賃及び車賃(以下「運賃」という。)に相当する額を加えた金額
二 宿泊を要する旅行 宿泊する日については本規程に定める運賃、宿泊料及び旅行雑費に相当する額を合計した金額、最終の日については前号の日帰りの旅行の金額

4 日額旅費を支給する旅行(前項の旅行を除く。)については、第2項に規定する金額に加え、用務先に到着するまで及び用務終了後帰着するまでの運賃又は宿泊施設と研修等が行われる場所との間の運賃を支給することができる。

(近距離旅行の旅費)

第22条 路程 25 キロメートル(赴任にあつては、12.5 キロメートル)未満の旅行(以下「近距離旅行」という。)については、旅行雑費定額、移転料及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、赴任を命ぜられた職員等が、職員等のための公設宿舍に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合の移転料については、この限りでない。

(近距離旅行以外の同一地域内の旅行の旅費)

第23条 近距離旅行以外の同一地域(第2条に規定する地域の区分による同一の地域をいう。次項において同じ。)内における旅行

	については、移転料及び扶養親族移転料は、支給しない、ただし、<u>赴任を命ぜられた職員等が、職員等のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合の移転料については、この限りでない。</u> 2 <u>県外旅行の場合の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される旅行雑費定額に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。</u> <u>(退職者等の旅費)</u> <u>第24条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</u> 一 <u>職員等が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</u> <u>イ 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた</u> <u>日にいた地までの旅費</u> <u>ロ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から10日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの旅費</u> 二 <u>職員等が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</u> <u>(遺族の旅費)</u> <u>第25条 第3条第2号の規定により支給する旅費は、次</u>
--	--

第3章 雑則 (退職者等の旅費) 第20条 第三條第一号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費（退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行に係るものに限る。）とする。 一 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費 二 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費	に規定する旅費とする。 一 職員等が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費 二 職員等が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第六号に掲げる順位による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。 3 第3条第2項第三号の規定により支給する旅費は、第20条第1項第一号の規定に準じて計算した居住地から居住地までの鉄道賃、船賃及び車賃とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員等が死亡した日」と読み替えるものとする。 第3章 雑則
--	--

- 2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するとき、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

- 一 職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

イ 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

- 二 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費

のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号(第4号を除く。)に掲げる各費用について、当該各号及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第14条、第15条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。	(旅費の調整) 第23条 理事長は、旅行者が法人以外の者から旅費の支給を受ける場合その他 旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 2 理事長は、旅行者がこの条例の規定により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、この規程で定めるものの他、別に旅費を支給することができる。 第24条 略 (外国旅行等の取扱い)
(旅費の調整) 第26条 理事長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他 当該旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 2 理事長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、この規程で定めるものの他、別に旅費を支給することができる。 第27条 略 (準用)	

第25条 略
別表第1・第2 削除

第28条 略

別表1 (第19条関係)

区分	金額
路程 50 キロメートル未満	<u>126,000 円</u>
路程 50 キロメートル以上 100 キロメートル未満	<u>144,000 円</u>
路程 100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	<u>178,000 円</u>
路程 300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	<u>220,000 円</u>
路程 500 キロメートル以上 1,000 キロメートル未満	<u>292,000 円</u>
路程 1,000 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	<u>306,000 円</u>
路程 1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	<u>328,000 円</u>
路程 2,000 キロメートル以上	<u>381,000 円</u>

別表2 (第21条関係)

区分	日額
30 日未満	<u>7,870 円</u>
30 日以上 60 日未満	<u>6,290 円</u>
60 日以上	<u>4,720 円</u>

附 則（令和 7 年規程第 6 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。